

「虐待される人」「虐待してしまう人」 の両方を救うために

養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



養護者に対するサポート例



<負担を軽くする>

障害者の短期入所など障害福祉サービスの利用で、養護者の障害者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

<知識や技術を増やす>

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障害への正確な知識や情報などを提供する。

<心のケアをする>

カウンセリングの利用や家族会への参加などで、精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

<専門的な支援をする>

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

「市町村障害者虐待防止センター」にご相談ください!

障害者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談は、市町村障害者虐待防止センターまでお寄せください。障害者の虐待をなくすために、あなたのご協力をお願いいたします。



●相談通報窓口●

国分寺市福祉保健部障害者相談室
(国分寺市障害者虐待防止センター)

☎042-325-0111(代表)
所在地：国分寺市戸倉一丁目6番地1

●制度に関する普及・啓発に関して●

国分寺市障害者基幹相談支援センター
(国分寺市障害者センター内)

☎042-320-1300
所在地：国分寺市泉町二丁目3番8号

このリーフレットは、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しました。



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



この冊子は環境に配慮し、古紙配合率100%の再生紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載 ©東京法規出版 M19

障害者を虐待から

守りましょう!

知っていますか? 「障害者虐待防止法」



絶対にあってはならない障害者への虐待

虐待は障害者の尊厳をおびやかす、自立や社会参加をさまたげます。虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。障害者の虐待は—

- 特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

そのため、虐待を防ぐためには、住民一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

■虐待に気づいたらすみやかに通報を

障害者虐待に気づいた人には、市区町村の担当窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。



障害者虐待防止法って どんな法律？

障害者のあたりまえの生活を守る法律です

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。



対象となる障害者とは

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や、そのほかに心身の障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。（18歳未満の人も対象になります）

※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者による 障害者虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。

障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。

使用者による 障害者虐待

障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。



通報や届け出をした人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市区町村の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けてもらえます。

こんなことが虐待に ～障害者虐待の例～

身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

たとえば…

- 平手打ちにする ● 殴る ● 蹴る
- つねる ● 縛りつける ● 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる など

こんなサインが…

- 体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 傷やあざなどの説明が変化する。 など



性的虐待

障害者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

たとえば…

- 性交 ● 性器への接触 ● 裸にする
- キスをする ● 障害者にわいせつな話をする、映像を見せる など

こんなサインが…

- 肛門や性器などに出血や傷がみられる。
- ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。
- 人に相談するのをためらう。 など



心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

たとえば…

- 怒鳴る ● ののしる ● 悪口を言う
- 仲間に入れない ● 子どもあつかいする ● わざと無視する など

こんなサインが…

- おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。
- 攻撃的な態度がみられる。
- 自分で自分を傷つける行為をする。 など



放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。

たとえば…

- 十分な食事を与えない ● 不潔な住環境で生活させる ● 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

こんなサインが…

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。
- 学校や職場などに出てこない。 など



経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。

たとえば…

- 年金や賃金を渡さない ● 勝手に財産や預貯金を使う ● 日常生活に必要な金銭を与えない など

こんなサインが…

- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 生活費などの支払いができていない。 など

